

【管理委託制度、業務委託、指定管理者制度との違い】

事項		管理委託(旧制度)	業務委託	指定管理者制度
受託主体		公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人(1/2以上出資等)に限定	限定なし 議員、長についての禁止規定あり(地方自治法 92 条の 2、142 条)	法人その他の団体 法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可
法的性格		「公法上の契約関係」法的性格条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託	「私法上の契約関係」契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「管理代行」指定(行政処分的一种)により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するもの
公の施設の管理権限		設置者たる地方公共団体が有する	設置者たる地方公共団体が有する	指定管理者が有する 「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定める
	施設の使用許可	受託者はできない		指定管理者が行うことができる
	基本的な利用条件の設定	受託者はできない		条例で定めることを要し、指定管理者はできない
	不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者はできない		指定管理者はできない
公の施設の設置者としての責任		地方公共団体		
	利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる		
利用料金制度		採ることができる	採ることはできない	採ることができる

利用料金制度... 公の施設を使用する際に、使用者が支払う料金を地方公共団体ではなく、指定管理者(管理受託者)の収入とすることができる制度